

○後志広域連合基準該当サービス事業者の登録に関する 要綱

〔 令和 7 年 2 月 13 日 〕
要綱第 1 号

後志広域連合基準該当サービス事業者の登録に関する要綱（平成21年後志広域連合要綱第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第42条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅サービス及び第54条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当居宅サービス等」という。）、同法第47条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援（以下「基準該当居宅介護支援」という。）又は同法第59条第 1 項第 1 号に規定する基準該当介護予防支援（以下「基準該当介護予防支援」という。）を行う事業者の登録に係る手続等について必要な事項を定める。

（基準該当居宅サービス等事業者に対する特例居宅介護サービス費等の支給）

第 2 条 後志広域連合（以下「広域連合」という。）が法第42条第 1 項第 2 号に規定する特例居宅介護サービス費又は第54条第 1 項第 2 号に規定する特例介護予防サービス費（以下「特例居宅介護サービス費等」という。）の支給を行うのは、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）が当該基準該当居宅サービス等の事業を行う者として当該広域連合の登録を受けた者（以下「基準該当居宅サービス等事業者」という。）の行う基準該当居宅サービス等の提供を受けた場合とする。

2 前項の登録は、基準該当居宅サービス等事業を行う者の申請により、基準該当居宅サービス等の種類及び当該基準該当居宅サービス等の種類に係る基準該当居宅サービス等の事業を行う事業所（以下「基準該当居宅サービス等事業所」という。）ごとに行う。

3 広域連合に対し、あらかじめ「特例居宅介護サービス費等の代理受領に係る申出書」（様式第 4 号）を提出している基準該当居宅サービス等事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、その被保険者証に法第66条第 1 項に規定する支払方法の変更の記載がなされていない居宅要介護等被保険者が当該基準該当居宅サービス等事業者から基準該当居宅サービス等を受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき、当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該基準該当居宅サービス等に要した費用について、特例居宅介護サービス費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払いを受けることができる。

(1) 当該居宅要介護等被保険者が法第46条第 4 項の規定による指定居宅介護支援又は法第58条第 4 項の規定による指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ広域連合

に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービス等が当該指定居宅介護支援又は当該指定介護予防支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。

(2) 当該居宅要介護等被保険者が基準該当居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ広域連合に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービス等が当該基準該当居宅介護支援又は当該基準該当介護予防支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。

(3) 当該居宅要介護等被保険者が当該基準該当居宅サービス等を含む基準該当居宅サービス等の利用に係る計画をあらかじめ広域連合に届け出ているとき。

4 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サービス費等の支給があったものとみなす。

5 基準該当居宅サービス等事業者は、基準該当居宅サービス等その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。

6 前項の領収証においては、基準該当居宅サービス等について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

7 基準該当居宅サービス等事業者は、特例居宅介護サービス費等の支払に関して、法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下、「居宅サービス基準省令」という。）に規定する基準該当居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準（基準該当居宅サービス等の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。

8 広域連合は、基準該当居宅サービス等事業者からの請求に対する審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する。

9 基準該当居宅サービス等事業者は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。）の例により、特例居宅介護サービス費等の請求を行うものとする。

10 基準該当居宅サービス等事業者は、その提供した基準該当居宅サービス等について、第3項の規定により当該サービスの利用者たる居宅要介護等被保険者に代わって特例居宅介護サービス費等の支払を受ける場合は、当該サービスを提供した際に、当該要介護等被保険者から利用料の一部として、特例居宅介護サービス費等基準額から当該基準該当居宅サービス等事業者を支払われる特例居宅介護サービス費等の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。

（基準該当居宅介護支援事業者に対する特例居宅介護サービス計画費の支給）

第3条 広域連合が、法第47条第1項第1号に規定する特例居宅介護サービス計画費の支給を行うのは、居宅要介護等被保険者が当該基準該当居宅介護支援の事業を行う者とし

て当該広域連合の登録を受けたもの（以下「基準該当居宅介護支援事業者」という。）の行う基準該当居宅介護支援の提供を受けた場合とする。

- 2 特例居宅介護サービス計画費の額は、当該基準該当居宅介護支援について法第46条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅介護支援に要した費用の額とする。）とする。
- 3 第1項の登録は、基準該当居宅介護支援事業を行う者の申請により、基準該当居宅介護支援を行う事業所（以下「基準該当居宅介護支援事業所」という。）ごとに行う。
- 4 広域連合に対し、あらかじめ「特例居宅介護サービス費等の代理受領に係る申出書」（様式第4号）を提出している基準該当居宅介護支援事業者は、被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法の変更の記載がなされていない居宅要介護等被保険者が当該基準該当居宅介護支援事業者から基準該当居宅介護支援を受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該基準該当居宅介護支援に要した費用について、特例居宅介護サービス計画費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払を受けることができる。
- 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サービス計画費等の支給があったものとみなす。
- 6 基準該当居宅介護支援事業者は、基準該当居宅介護支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。
- 7 前項の領収証においては、基準該当居宅介護支援について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス計画費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 8 基準該当居宅介護支援事業者が特例居宅介護サービス計画費等の支払に関して、法第46条第2項の厚生労働大臣が定める基準及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「居宅介護支援基準省令」という。）に規定する基準該当居宅介護の事業の運営に関する基準（基準該当居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。
- 9 広域連合は、基準該当居宅介護事業者からの請求に対する審査及び支払を連合会に委託する。
- 10 基準該当居宅介護支援事業者は、請求省令の例により、特例居宅介護サービス計画費等の請求を行うものとする。

（基準該当介護予防支援事業者に対する特例介護予防サービス計画費の支給）

第4条 広域連合が法第59条第1項第1号に規定する特例介護予防サービス計画費の支給を行うのは、居宅要支援被保険者が基準該当介護予防支援の事業を行う者として当該広域連合の登録を受けた者（以下「基準該当介護予防支援事業者」という。）の行う基準

該当介護予防支援の提供を受けた場合とする。

- 2 特例介護予防サービス計画費の額は、当該基準該当介護予防支援について法第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当介護予防支援に要した費用の額とする。）とする。
- 3 第1項の登録は、基準該当介護予防支援事業を行う者の申請により、基準該当介護予防支援を行う事業所（以下「基準該当介護予防支援事業所」という。）ごとに行う。
- 4 広域連合に対し、あらかじめ「特例居宅介護サービス費等の代理受領に係る申出書」（様式第4号）を提出している基準該当介護予防支援事業者は、被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法の変更の記載がなされていない居宅要介護等被保険者が当該基準該当介護予防支援事業者から基準該当介護予防支援を受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該基準該当介護予防支援に要した費用について、特例介護予防サービス計画費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払を受けることができる。
- 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例介護予防サービス計画費等の支給があったものとみなす。
- 6 基準該当介護予防支援事業者は、基準該当介護予防支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。
- 7 前項の領収証においては、基準該当介護予防支援について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例介護予防サービス計画費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 8 基準該当介護予防支援事業者が特例介護予防サービス計画費等の支払に関して、法第58条第2項の厚生労働大臣が定める基準及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第37号。以下「介護予防支援基準省令」という。）に規定する基準該当介護予防の事業の運営に関する基準（基準該当介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。
- 9 広域連合は、基準該当介護予防事業者からの請求に対する審査及び支払を連合会に委託する。
- 10 基準該当介護予防支援事業者は、請求省令の例により、特例介護予防サービス計画費等の請求を行うものとする。

（基準該当訪問介護事業者に係る登録の申請）

第5条 第2条の規定に基づき訪問介護に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、登録申請書（別紙様式第十号（一））、付表第一号（一）及び(1)から(8)までに掲げる事項に係る書類を広域連合に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書又は条例等

- (2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) サービス提供責任者の経歴
- (4) 平面図
- (5) 運営規程
- (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (7) 誓約書
- (8) その他登録に関し必要と認める事項

(基準該当訪問入浴介護事業者及び基準該当介護予防訪問入浴介護事業者に係る登録の申請)

第6条 第2条の規定に基づき訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、登録申請書（別紙様式第十号（一））、付表第一号（二）及び(1)から(9)までに掲げる事項に係る書類を広域連合に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書又は条例等
- (2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) 平面図
- (4) 設備・備品等一覧表
- (5) 運営規程
- (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (7) 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容
- (8) 誓約書
- (9) その他登録に関し必要と認める事項

(基準該当通所介護介護事業者に係る登録の申請)

第7条 第2条の規定に基づき通所介護に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、登録申請書（別紙様式第十号（一））、付表第一号（六）及び(1)から(8)までに掲げる事項に係る書類を広域連合に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書又は条例等
- (2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) 平面図
- (4) 設備・備品等一覧表
- (5) 運営規程
- (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (7) 誓約書
- (8) その他登録に関し必要と認める事項

(基準該当短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護に係る登録の申請)

第8条 第2条の規定に基づき短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、登録申請書（別紙様式第十

号（一））及び付表第一号（八）、付表第一号（九）又は付表第一号（十）並びに(1)から(9)までに掲げる事項に係る書類を広域連合に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書又は条例等
- (2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) 平面図
- (4) 設備・備品等一覧表
- (5) 運営規程
- (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (7) 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容
- (8) 誓約書
- (9) その他登録に関し必要と認める事項

（基準該当福祉用具貸与事業者及び基準該当介護予防福祉用具貸与事業者に係る登録の申請）

第9条 第2条の規定に基づき福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、登録申請書（別紙様式第十号（一））、付表第一号（十三）及び(1)から(9)までに掲げる事項に係る書類を広域連合に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書又は条例等
- (2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) 平面図
- (4) 設備・備品等一覧表
- (5) 運営規程
- (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (7) 福祉用具の保管及び消毒の方法（他に委託する場合はその状況）
- (8) 誓約書
- (9) その他登録に関し必要と認める事項

（基準該当居宅介護支援事業者に係る登録の申請）

第10条 第3条の規定に基づき基準該当居宅介護支援事業者の登録を受けようとする者は、登録申請書（別紙様式第十号（一））、付表第二号（十一）及び(1)から(10)までに掲げる事項に係る書類を広域連合に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書又は条例等
- (2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) 管理者の経歴
- (4) 平面図
- (5) 運営規程
- (6) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (7) 関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容
- (8) 誓約書

(9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(10) その他登録に関し必要と認める事項

(基準該当介護予防支援事業者に係る登録の申請)

第11条 第4条の規定に基づき基準該当介護予防支援事業者の登録を受けようとする者は、登録申請書（別紙様式第十号（一））、付表第二号（十二）及び(1)から(9)までに掲げる事項に係る書類を広域連合に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書又は条例等

(2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

(3) 平面図

(4) 運営規程

(5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

(6) 関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容

(7) 誓約書

(8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(9) その他登録に関し必要と認める事項

(変更の届出等)

第12条 基準該当居宅サービス等事業者、基準該当居宅介護支援事業者又は基準該当介護予防支援事業者（以下「基準該当サービス事業者」という。）は、基準該当居宅サービス等事業所、基準該当居宅介護支援事業所又は基準該当介護予防支援事業所（以下「基準該当サービス」という。）の名称や所在地その他の別表に定める事項に変更があった場合には、変更届出書（別紙様式第十号（二））を提出するものとする。

2 基準該当サービス事業者は、当該事業を廃止、休止又は再開する場合には、当該登録を受けた広域連合に対し再開届出書（別紙様式第十号（三））及び廃止・休止届出書（別紙様式第十号（四））を提出するものとする。

(報告等)

第13条 広域連合は、特例居宅介護サービス費等、特例居宅介護サービス計画費又は特例介護予防サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、基準該当サービス事業者若しくは基準該当サービス事業者であった者若しくは基準該当サービス事業所の従業者であった者（以下この項において「基準該当サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、基準該当サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは基準該当サービス事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(基準該当居宅サービス等事業者の登録の取消し)

第14条 基準該当居宅サービス等事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条の登録を取り消されることがあるものとする。

- (1) 基準該当居宅サービス等事業者が当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービス等事業者が満たすべき基準又は居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービス等事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。
- (2) 基準該当居宅サービス等事業者が居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅サービス等の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (3) 特例居宅介護サービス費等の請求に関し不正があったとき。
- (4) 基準該当居宅サービス等事業者が第13条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 基準該当居宅サービス等事業者又は基準該当居宅サービス等事業所の従業者が第13条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、基準該当居宅サービス等事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当居宅サービス等事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (6) 基準該当居宅サービス等事業者が、不正の手段により第2条に規定する登録を受けたとき。

(基準該当居宅介護支援事業者の登録の取消し)

第15条 基準該当居宅介護支援事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条の登録を取り消されることがあるものとする。

- (1) 基準該当居宅介護支援事業者が基準該当居宅介護支援事業所の介護支援専門員の人員について、居宅介護支援基準省令に規定する基準該当居宅介護支援事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。
- (2) 基準該当居宅介護支援事業者が居宅介護支援基準省令に規定する基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (3) 特例居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。
- (4) 基準該当居宅介護支援事業者が第13条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 基準該当居宅介護支援事業者が不正の手段により第3条の登録を受けたとき。

(基準該当介護予防支援事業者の登録の取消し)

第16条 基準該当介護予防支援事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条の登録を取り消されることがあるものとする。

- (1) 基準該当介護予防支援事業者が基準該当介護予防支援事業所の介護支援専門員の人員について、介護予防支援基準省令に規定する基準該当介護予防支援事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。
- (2) 基準該当介護予防支援事業者が介護予防支援基準省令に規定する基準該当介護予防

支援の事業の運営に関する基準に従って適正な基準該当介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

(3) 特例介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

(4) 基準該当介護予防支援事業者が第13条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提出を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告を受けたとき。

(5) 基準該当介護予防支援事業者が不正の手段により第4条の登録を受けたとき。

(事業所情報の提供)

第17条 広域連合は、基準該当サービス事業所の情報（第12条に規定する変更の届出等に係る情報を含む。）のうち、次の各号に掲げるものを都道府県に提供するものとする。

(1) 申請者の名称並びに代表者の氏名及び住所

(2) 事業所の名称及び所在地

(3) 登録年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 基準該当事業所番号

(6) その他広域連合が必要と認める事項

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、基準該当サービス事業者の登録に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前において広域連合の関係町村の長が法令の規定に基づいて基準該当サービス事業者として登録した者については、この要綱の規定に基づいて後志広域連合長が登録したものとみなす。